

# TopGear ランニングクラブ会員規則

## 第 1 条 [名称および所在]

当クラブの本部は「TopGear」と称し、その事務所を東京都目黒区東が丘2-13-8後藤ビル2Fに置く。

## 第 2 条 [目的]

当クラブは、全ての会員に、ランニングを通じスポーツ活動プログラムと環境を提供し、その活動を通じて体力の向上、健康の増進等の会員が求める様々なニーズをサポートすることで、社会における健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することすることを目的とする。

## 第 3 条 [入会資格]

当クラブに入会できる方は、当クラブの趣旨に賛同した男女とする。(未成年者については保護者の同意が必要)

如何なる怪我や事故について自己責任で対応できる方(持病がある場合は代表者にその旨を申し出る。)

## 第 4 条 [入会手続き]

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、当クラブが定める入会諸経費(年会費、チケット代等)を納入しなければならない。

## 第 5 条 [会員証]

当クラブは、会員に対して会員証を交付する。尚、当クラブの活動に参加するときには会員証を持参しなければならない。(紛失時には速やかに事務局に連絡し、再発行手続きを行う)

## 第 6 条 [会費]

会費は、年会費とする。会費の金額および支払方法、支払期限等については当クラブが定めるものとする。

## 第 7 条 [休会]

会員は、ケガ等の諸事情により 3 ヶ月以上の休会を希望する場合、前月末までに休会届けを提出し、その旨を事務局まで申し出なければならない。

## 第 8 条 [退会]

会員は、退会を希望する場合、前月の 15 日までに退会届けを提出し、その旨を事務局まで申し出なければならない。

## 第 9 条 [更新]

更新は、会員の退会の意思表示がない場合、自動更新とする。ただし、退会を希望する者は第 8 条に記している手続きを行わなければならない。

## 第 10 条 [除名]

当クラブでは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名することができる。

1. やむをえない理由を除き、クラブが定める諸経費等を3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
2. 規約、その他当クラブが定める規則に違反したとき。
3. 禁止行為が発生したとき。

(禁止行為)

- 1) 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること
  - 2) 他人を誹謗・中傷(SNS等インターネット等の書き込み含む)すること
  - 3) 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
  - 4) コーチの業務を妨げる行為
  - 5) ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為
  - 6) その他、本条各号に準じる行為
4. 規約、その他当クラブが定める規則に違反したとき。
  5. 当クラブの名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
  6. その他、会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき。

#### **第11条[会費の不返還]**

一旦納入された会費等は、やむをえない理由を除き、一切返還しない。

#### **第12条[会費の適応期間]**

当クラブ会費の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### **第13条[総会]**

当クラブの総会は毎年一度、定期総会を開催する。但し、重要決議事項が発生した場合、臨時総会を行うこともある。総会はクラブ会員で構成し、クラブ代表と重要事項を審議する。

#### **第14条[規約の更新]**

この規約は、クラブ総会出席者の2分の1以上の同意を得て改正することができる。

#### **第15条[附則]**

本規約は2010年3月1日より施行する。